

社会福祉法人 三条嵐南老人福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 三条嵐南老人福祉会（以下「当法人」という。）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の業務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、業務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤の役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- (3) 評議員については、報酬等は支給しない。

2 常勤の理事に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤の理事の報酬等の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職慰労金については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、給与等支給規則第14条の規定に準ずる額

(非常勤の役員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤の役員に対する報酬等の額は、別表第4に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事に対しては、本規定に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、給与等支給規則第4条第2項に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会等への出席など法人及び施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあたっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第10条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け理事会等への出席など法人及び施設運営のための業務を行う場合、別表第5により費用を弁償する。ただし、常勤の理事及び当法人職員を兼務して職員給与を支給している理事に対しては支給しない。

2 理事長の指示により役員等が職務のため出張をしたときは、旅費支給規程に基づき、旅費を支給する

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行により、役員報酬及び費用弁償等に関する規程は廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月28日から施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 350,000円
理事	月額 300,000円

別表第2（常勤の理事の賞与）

7月の賞与	報酬月額×1.5カ月分
12月の賞与	報酬月額×1.5カ月分

別表第3（常勤の理事の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第4（非常勤の役員の報酬）

（1）理事長

	日額
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,000円

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	4,000円

別表第5（費用弁償）

	日額
三条市内の役員等	3,000円
三条市外の役員等	4,000円